

三原市サギ・セミナー・センター 団体研修と一般利用の区分について

団体研修料金（目的内利用）の適用は、次の団体が適切な団体研修計画を持って利用する場合に限ります。

- ・ 学校関係等（小中高校，大学，幼稚園，保育所等）
- ・ 青少年教育団体
- ・ 生涯学習，まちづくり関係団体

（1）団体について

上記の団体であることが明らかな場合（学校関係など）を除いて、団体の性質を明らかにする資料の提出をお願いします。

団体の性質とは、①**団体の名称**，②**目的**，③**活動内容**，④**構成員の資格**，⑤**役員**，⑥**運営方法**，⑦**設立年月日**等のことをいいます。

提出資料は、**規約** 及び **役員名簿**とします。ただし、規約と役員名簿がない場合でも、①**団体の性質を明らかにする資料**（規約及び役員名簿に替わるもの）と、②**具体的な活動実績を明らかにする資料**の両方の提出があれば認めます。

【適用できない例】

- ・ 複数の家族が合同で、そのとき限りの団体として合宿を行う場合。
- ・ 個人の趣味活動を目的とした団体で、学びの要素が明確でない場合。

※団体研修料金の適用は、継続的に活動している団体に限ります。

※規約及び役員名簿で団体の性質が明らかでない場合は、追加の資料をお願いします。

（2）研修計画について

適切な団体研修計画については、「三原市青年の家団体研修計画」の提出によって判断します。その際、次の点に注意してください。

- ①研修の**目的が明確**で、その**団体の性質と合致**していること。
- ②研修の**内容が具体的に明記**されていること。また、研修の**目的を果たすために妥当な内容**であること。

【適用できない例】

- ・ 生涯学習やまちづくりに関する団体が、研修（団体の目的に直接的に関係する研修に限る。）以外の活動で利用する場合。（**懇親会**，**慰安旅行**など）
- ・ 青少年教育団体の利用であっても、研修の目的と内容があいまいで、**遊び**や**観光旅行**と区別がつかない場合。